

## 第19回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年1月28日(金) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 ホテル白鳥 3階 鳳凰の間

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第111号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第112号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第114号 非農地確認について

議 第115号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 33号 会長専決処分の報告

報告第 34号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(11名) 欠席委員(7名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (欠)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	9番 岸本 定朝 (出)	10番 角 智則 (欠)
11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (欠)	13番 吉岡 雅裕 (欠)
14番 松本 喜次 (欠)	15番 永江 りえ (欠)	16番 矢野 秀行 (欠)
17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)	19番 三島 進 (出)

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議長  
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第19回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、10番委員、12番委員、13番委員、14番委員、15番委員、16番委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、11人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。1番委員、3番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事をお願いします。それでは、議事にはいります。

議第111号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第111号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件2筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに47番の案件についてご説明いたします。申請は、浜乃木五丁目の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住につき、耕作ができないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて48番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町佐々布の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住につき、耕作ができないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、以前から譲受人が管理していた土地であり、これを自作地として取得したいためです。受け人の世帯は、耕運機、自走式草刈り機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

18番委員

両案件ともきれいに管理されており、許可相当であると判断いたしました。

議長

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第111号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第111号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第112号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議第112号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

事 務 局	はじめに17番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は153.00㎡、所要面積も同様の153.00㎡です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 つづいて18番について説明いたします。転用事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、支所から300メートル以内の場所にあるため3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は貸駐車場です。転用面積は2,050.00㎡、所要面積も同様の2,050.00㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、近隣への駐車場として貸し出すものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議 長	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 員	事務局からの説明にあったとおり、両案件とも許可相当であると判断いたしました。それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第112号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第112号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第112号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議第113号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の6ページと併せて農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。 はじめに82番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は魚瀬町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、車庫です。転用面積は59.00㎡、所要面積も同様の59.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 つづいて83番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。 土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は815.00㎡、所要面積も同様の815.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し建売住宅3棟を建築するものです。事業の詳細、資

事務局

金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて84番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。許可該当条項は、則33条4号の集落接続に該当するものです。転用面積は165.00㎡、所要面積も同様の165.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地に一戸建て分家住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて85番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅の建築です。転用面積は452.39㎡、所要面積も同様の452.39㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地確認の際、委員から「どこから進入するのか」というご質問をいただきましたが、申請者に確認したところ、西側の市道から進入するとのことでした。市道に面した部分を含めて、転用する計画です。

つづいて86番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和3年12月22日に農振除外済です。転用目的は●●●●建築です。許可該当条項は、則37条の公益性が高いと認められる事業に該当するものです。転用面積は950.00㎡、所要面積も同様の950.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、●●●●を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて87番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町北浦の5筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は仮設道路設置です。転用面積は534.00㎡、所要面積も同様の534.00㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う仮設道路として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長  
18番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も、事務局からの説明にあったとおり許可相当であると判断いたしました。

議長

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに議第113号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号84番、86番以外の案件について採決いたします。議第113号のうち、番号84番、86番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第113号のうち、番号84番、86番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第113号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号84番、86番について、採決いたします。議第113号の番号84番、86番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第113号の番号84番、86番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第114号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>それでは議第114号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は3件10筆です。</p> <p>はじめに23番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東長江町の市街化調整区域、農用地区域外の田2筆と畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道東長江古曾志線から市道東長江灘東線に入り、北に30メートル進んだ地点の東側30メートルの地点に位置する4筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、1月12日に申請者代理人立ち合いの下、古江地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は昭和60年頃から耕作放棄され、現在は竹が繁茂し竹林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>つづいて24番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西谷町の市街化調整区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道宇賀神社柿原線から市道古曾志牛切線に入り、北に130メートル進んだ地点の西側10メートルの地点に位置する2筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、1月18日に申請者代理人立ち合いの下、古江地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和63年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>つづいて25番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東持田町の市街化調整区域、農用地区域外の畑4筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は市道東持田坂本線と市道金井谷2号線の交点から東へ200メートル進んだ地点の南側20メートルに位置する1筆、同じく市道東持田坂本線と市道金井谷2号線の交点から東へ300メートル進んだ地点の南側30メートルの地点に位置する1筆、同じく市道東持田坂本線と市道金井谷2号線の交点から東へ300メートル進んだ地点の北側50メートルの地点に位置する2筆の計4筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、1月12日に申請者代理人立ち合いの下、川津地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、時期不詳ですが耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後</p>

事 務 局	農地としての再生は困難な状況です。
議 長	<p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決します。議第114号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第114号は原案のとおり確認することに決します。次に議第115号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは議第115号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明をいたします。</p> <p>所1は、古江地区の案件で、田7筆の売買による所有権移転です。譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。</p> <p>つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は、秋鹿地区、更新案件です。利2～3古江地区、更新案件です。利4～5生馬地区、更新案件です。利6は朝酌地区、更新案件です。利7～20は本庄地区、13～20は新規案件、7～12は更新案件です。利21～23は大庭地区、更新案件です。利24～31は忌部地区、更新案件です。利32～33は鹿島地区、更新案件です。利34～43は東出雲地区、36～41、43は新規案件、34、35、42更新案件です。利44～47は八雲地区、45は新規案件、44、46、47は更新案件です。利48～50は玉湯地区、更新案件です。利51～59は宍道地区、52、54～56、58、59は新規案件、51、53、57は更新案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田4,036.00㎡、相対契約の地目別面積は、田157,660㎡となります。</p> <p>つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1は大野地区、更新案件です。転2～10は秋鹿地区、8～10は新規案件、2～7は更新案件です。転11～34は古江地区、17、25、26、33は新規案件、11～16、18～24、27～32、34は更新案件です。転35～48は生馬地区、43は鹿島地区の土地もあります。38は新規案件、35～37、39～48は更新案件です。転49～61は川津地区、転50は新規案件で、転49、51～61は更新案件です。転62は朝酌地区、新規案件です。転63は持田地区、新規案件です。転64～68は竹矢地区、64～67が更新案件、68が新規案件です。転69～71は乃木地区、更新案件です。転72は忌部地区、更新案件です。転73～76は玉湯地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田233,633㎡となります。以上、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 1 1 5 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 1 1 5 号は、原案のとおり決定することに決します。次に、報告に入ります。報告第 3 3 号「会長専決処分の報告」報告第 3 4 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務 局 (報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。  
以上で議事を終了しましたので、第 1 9 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。